

LGBTしずおか研究会 会則

制定 平成27年9月22日

(名称)

第1条 本会は、LGBTしずおか研究会（以下「会」という。）と称する。

(区域)

第2条 会の対象区域は、主に静岡県中部地区とする。

(目的)

第3条 会は、セクシャリティに関する様々な課題へのサポート及び地域社会におけるセクシャリティ分野でのノーマライゼーション実現を目的とする。

(活動内容)

第4条 会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行うものとする。

- (1) 定期的な勉強会
- (2) 会員同士の交流を目的とした各種イベント
- (3) 他団体との交流会
- (4) 運営事務局による運営会
- (5) 地域社会システムへの各種提言
- (6) その他、地域社会との勉強会及び交流会

(会員)

第5条

- 1、入会希望者は、運営事務局に入会を申し込む。
- 2、セクシャリティに関心がある者を対象者とし、正当な理由がない限り会への入会・退会は妨げないものとする。但し、会の秩序を著しく乱す者については運営事務局の判断により入会拒否・強制退会の措置をとることができる。
- 3、会のメーリングリストに参加した時点から会員とする。
- 4、退会希望者は運営事務局に退会を申し込む。
- 5、申し出なしにメーリングリストから抜けた者は自主退会とみなす。
- 6、退会后3ヶ月以内に再入会の申し出があった場合は継続会員とみなす。
- 7、会員は他の会員の個人情報を守護しなくてはならない。

(役員)

第6条

- 1、会の主な活動方針を決定し実行していくため運営事務局及び会計を置く。
- 2、運営事務局構成員（会計含む）は、会員による選任、または主宰による推薦によって定める。

- 3、運営事務局構成員 1/2 以上の賛同をもって会の総意とみなす。
- 4、運営事務局は以下の事項について決定する。
 - ・ 活動計画及び収支予算
 - ・ 総会に付すべき事項
 - ・ 運営事務局の組織及び運営
 - ・ 会費について
 - ・ その他運営に関する事項
- 5、運営事務局構成員は各セクシャリティより平等に選出するものとする。
- 6、会計は常時 2 名を選任する。
- 7、任期は 2 年とする。但し、再任をさまたげない。

(細則の制定)

第 7 条 本会則施行のため必要な細則は、運営事務局構成員 1 / 2 以上の賛同によって随時定める。

(総会)

第 8 条

- 1、総会は、年 2 回開催する。
- 2、総会は以下の事項について議決する。
 - ・ 会則の変更
 - ・ 活動報告及び会計報告
 - ・ 会の解散
 - ・ その他、会に関する重要事項
- 3、総会の議決事項は出席会員の 1 / 2 以上の賛同をもって議決する。
- 4、総会に出席できない会員はあらかじめメーリングリスト上で表決する事ができ、その会員は出席とみなす。

(会費)

第 9 条

- 1、会費は 18 歳未満を 500 円 / 年・ 18 歳以上は 1000 円 / 年とし、毎年 4 月に会に納めるものとする。
- 2、会費納入後は、いかなる理由があっても返還しないものとする。
- 3、年度途中の入会でも月割せず、本条 1 項に定める金額を納めるものとする。
- 4-1、既会員の会費は、毎年 4 月から 7 月の期間に開催される会の活動時に現金で納めるものとし、新規会員は入会から 3 ヶ月の間に開催される活動時に現金で納めるものとする。
- 4-2、4-1 が適わない場合は会員より会計に連絡をし、速やかに郵便書留にて納入するものとする。
- 4-3、申し出なく未納入が 6 ヶ月以上経過した場合は、運営事務局の判断により退会とする。

(主宰)

第 10 条 主宰は会を代表する

附 則

この会則は、平成 27 年 9 月 22 日から施行する。